

平成26年6月17日

一般財団法人中東協力センター主催：

イラクビジネス関連法に関わる法制度

--技術情報保護--

一般財団法人比較法研究センター

木下孝彦

立命館アジア太平洋大学

鈴木康二

目 次

1. 本調査の概要
2. イラクの法制度
3. 技術情報保護制度 概要
4. 知的財産制度
5. その他の保護制度概要
6. 民法における技術移転契約
7. 技術ライセンス契約
8. 救 済

参考：平成25年度 中東等産油国原油投資等促進事業（イラク関連）「イラクビジネス関連法に関わる法制度調査」調査実施報告書（比較法研究センター、平成26年3月）

1. 本調査の概要

(1) 調査の概要

◎ 背景

- ODAによる復興支援：最大50億ドル（2003年10月マドリード会合で表明）
- 2010年 日本・イラク投資協定締結



◎ 課題

- ビジネス法がウェブサイト等で十分提供されていない
- 英語の資料もあるが、アラビア語の資料が多い
- 日本語に翻訳された法律が少ない

■ 目的

- イラクの法律を体系的に整理する
- 日本法との比較的視点で解説する
- イラクでビジネスを行うにあたり法的留意点を明記する

(2) ビジネスに係る主な法律分野

①

• 輸出・輸入

②

• 技術移転

③

• 直接投資



それぞれで関連する法令（法律、規則等）は異なる。

2. イラクの法制度

(1) イラクの法律の概要

◎ 連邦制度である (2005年イラク憲法第112条)

連邦政府 (憲法第107条)

- 外交政策
- 国家安全
- 財務及び関税
- 通信及び郵政
- 海外からの水資源に係る政策、
- 知的財産法、他

地方政府 (憲法第110条)

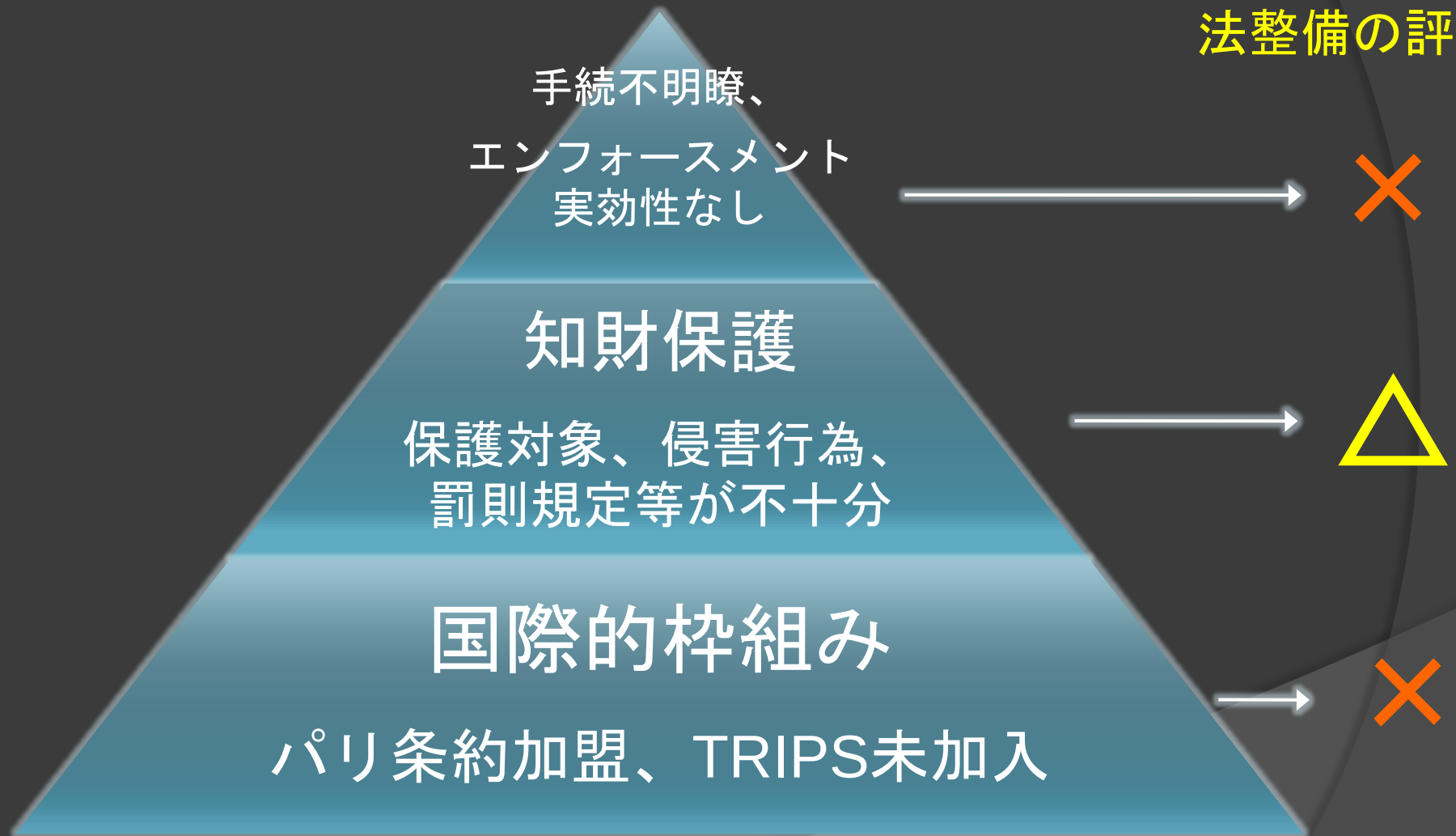
- 地域の慣習
- 電力エネルギー及びその配電に関する規制
- 環境政策
- 開発及び総合政策
- 公共衛生 ・ 教育
- 知財手続法 (規則)、他

※ なお、石油とガスに関しては、連邦と地方が共同管理 (憲法第112条)

3. 技術情報保護制度 概要

(1) 技術保護に係る法体系

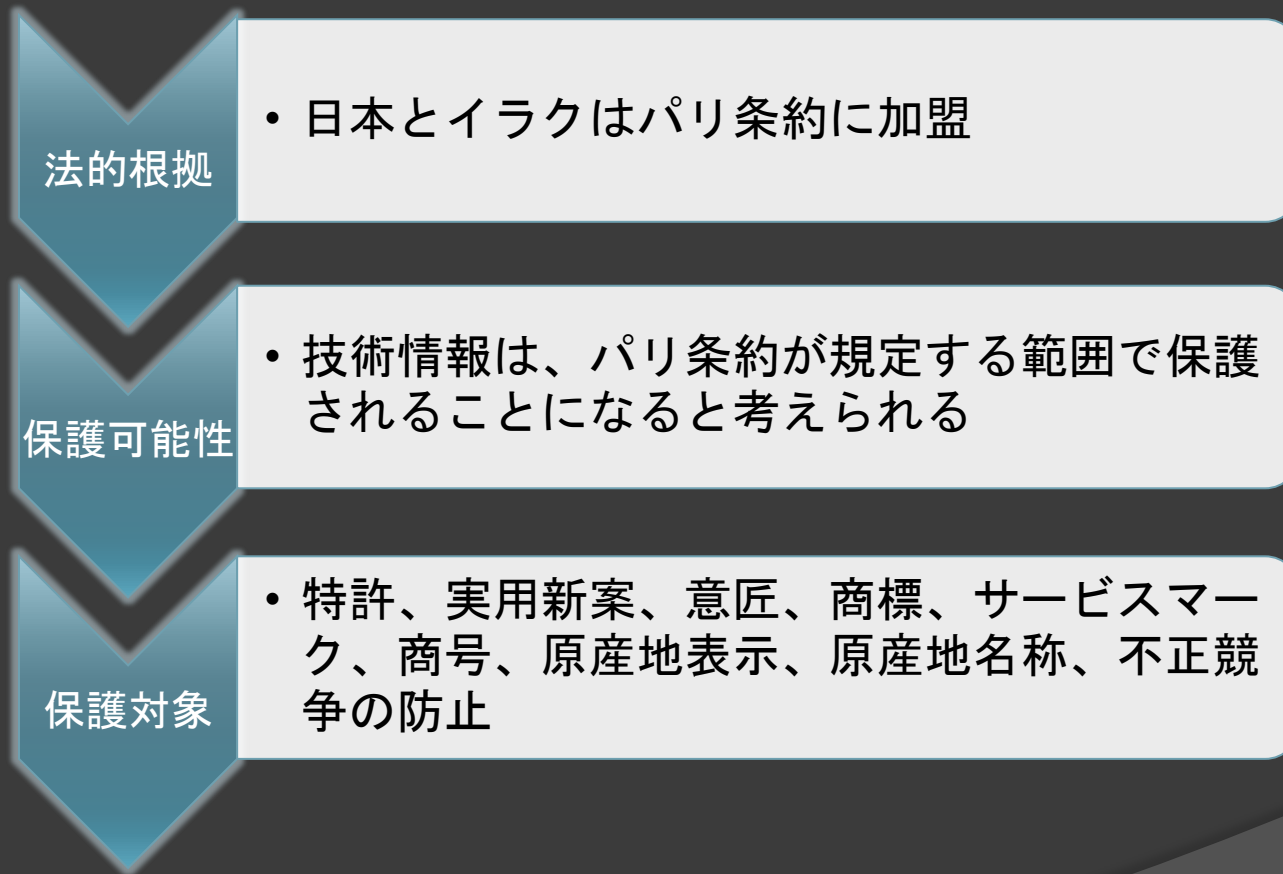
イラクの
法整備の評価



(2) 国際法:TRIPS協定の保護対象とそれらに対応するイラクの知財法

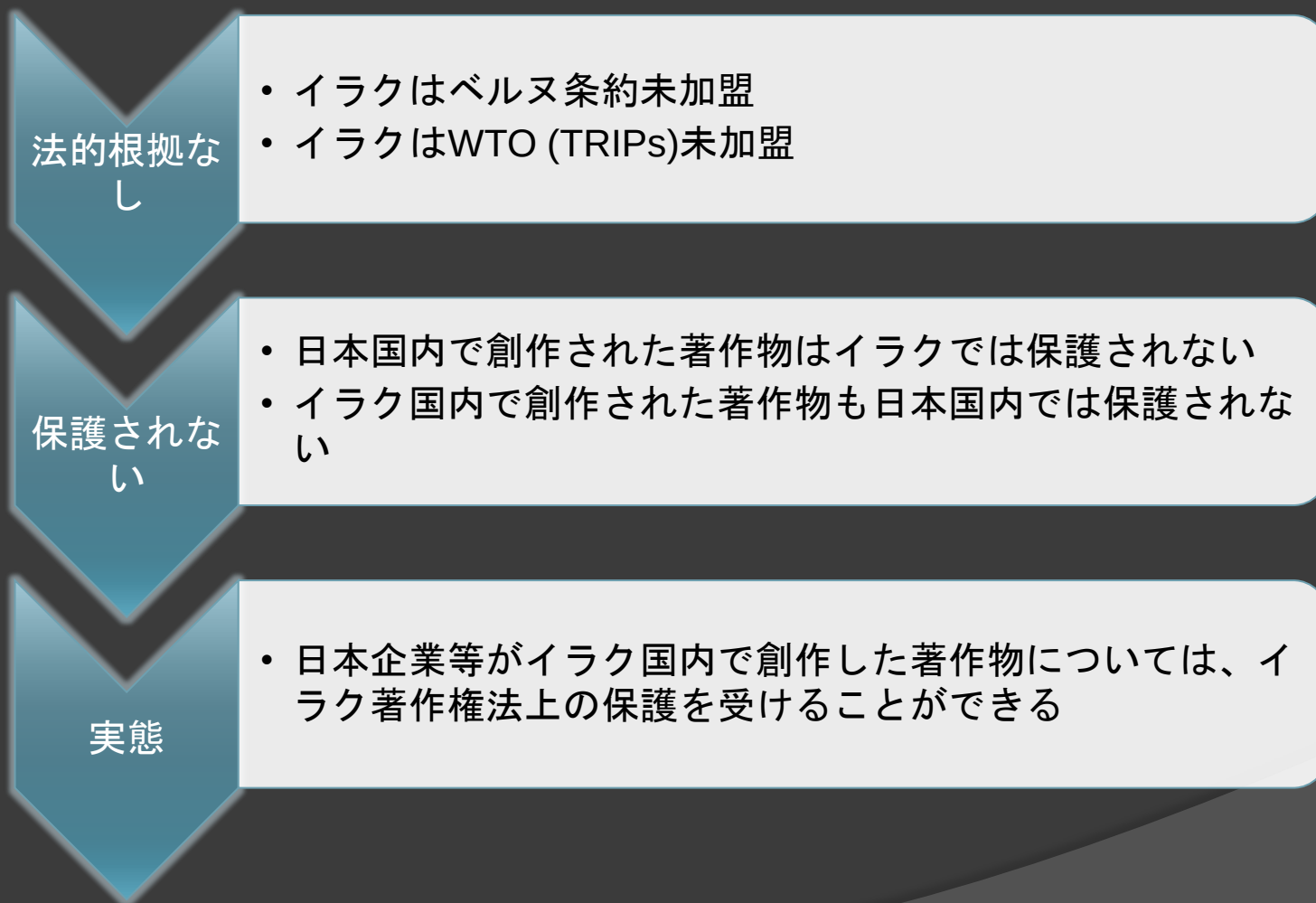
TRIPS協定の保護対象	対応するイラクの知的財産法
著作権及び関連する権利	著作権法 Copyright Law and its amendment (1971)
商標	商標法 Trademark and Geographical Indication Law, (2004, CPA Order No.80)
地理的表示	商標法 Trademark and Geographical Indication Law, (2004, CPA Order No.80)
意匠	特許・意匠・非開示情報・集積回路及び種苗法 Patent, Industrial Design, Undisclosed Information, Integrated Circuits and Plant Variety Law (2004, CPA Order No.81)
特許	特許・意匠・非開示情報・集積回路及び種苗法 Patent, Industrial Design, Undisclosed Information, Integrated Circuits and Plant Variety Law (2004, CPA Order No.81)
集積回路の回路配置	特許・意匠・非開示情報・集積回路及び種苗法 Patent, Industrial Design, Undisclosed Information, Integrated Circuits and Plant Variety Law (2004, CPA Order No.81)
開示されていない情報の保護	特許・意匠・非開示情報・集積回路及び種苗法 Patent, Industrial Design, Undisclosed Information, Integrated Circuits and Plant Variety Law (2004, CPA Order No.81)

(3) 特許・意匠・商標・営業秘密保護に関するイラクと日本との関係



パリ条約：工業所有権の保護に関するパリ条約（1883年）

(4) 著作権に関しては注意が必要である



ベルヌ条約：文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（1886年）

(5) 集積回路配置に関しては注意が必要である

法的根拠

- イラクは、「特許・意匠・非開示情報・集積回路及び種苗法」には、集積回路配置の保護について明記
- イラクはWTO TRIPs未加入
- 日本もイラクも「集積回路についての知的所有権に関する条約」に未加入

保護なし

- 日本国内で創作された集積回路配置がイラク国内で保護を受けられる法的枠組みは存在しない

(6) 日・イラク投資協定(2012年)に関しては注意が必要である

投資協定

- 第19条第1項は、両国が知的財産権の付与と十分かつ効果的な保護を与えることが明記
- 著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び非開示情報に関する権利を含む。

投資財産？

- 「投資財産とは、投資家による直接又は間接的に所有され、又は支配されている全ての種類の資産であって、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担等の投資としての性質を有するものをいい、次のものを含む。」とし、その中に知的財産権が含まれる。

保護可能

- 「投資財産」であれば知財保護は可能と考えられる

(7) 日本で創作された知財のイラクでの保護法制のまとめ

枠組

- パリ条約の枠内での保護が可能
- 特許、実用新案、意匠、商標、サービスマーク、原産地表示、原産地名称、不正競争の防止

対象外

- 著作権保護の枠組みはない
- 半導体集積回路保護の仕組みはない

注意

- 日・イラク投資協定で「投資財産」であれば殆どの知財が保護対象になる。

4. 知的財産制度

技術情報：商標、特許、意匠、著作権、集積回路、営業秘密、植物新品種等を含む

(1) 主な法律はCPA命令である

CPA

- ポール・ブレマー指揮官率いるCPA(連合国暫定当局)が100本の法律(命令)を作成し市場経済促進へ
- CPAは国内法の上に位置付け

CPA命令 第80号

- 2004年4月26日公布
- 商標及び地理的表示法

CPA命令 第81号

- 2004年4月26日公布
- 特許・意匠・非開示情報・集積回路及び種苗法

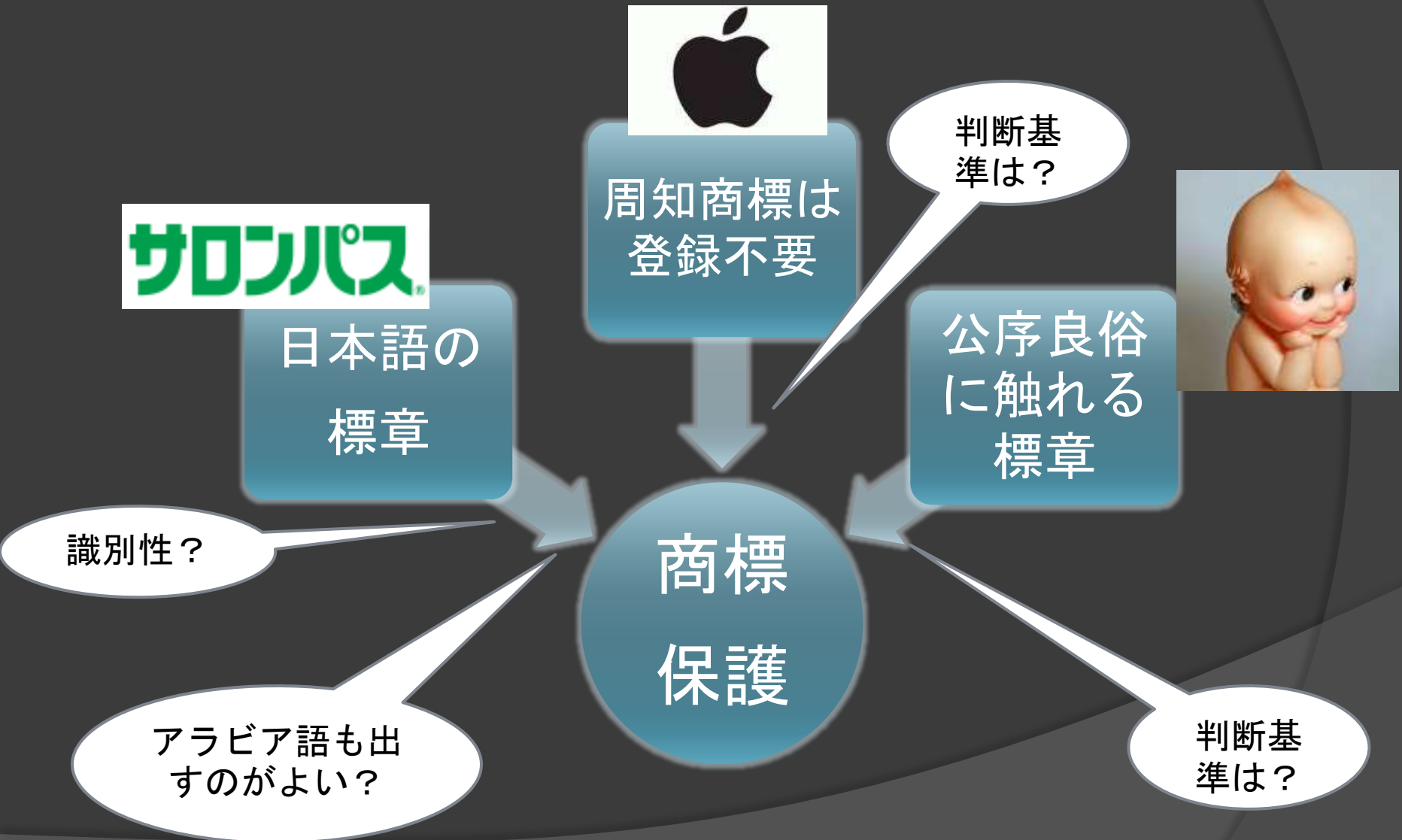
CPA命令 第83号

- 2004年4月26日公布
- 著作権法

法律名	保護対象	主務機関
CPA命令第80号「商標及び地理的表示法」	商標、サービスマーク、地理的表示他	産業鉱物省
CPA命令第81号「特許・意匠・非開示情報・集積回路配置・種苗法」	特許、意匠、非開示情報、集積回路配置、植物新品種	計画開発協力省・標準品質管理局
CPA命令第83号「著作権法」	著作、音楽、プログラム、実演他	文化省

- ◎ パリ条約（1967年法）：1975年の法律第212号で批准。
- ◎ WIPO設立条約：1975年の法律第212号で批准（イラクは1976年1月からWIPO加盟国である）。
- ◎ アラブ著作権協定（Arab Agreement for the Protection of Copyrights）：1985年の法律第41号で批准。
- ◎ アラブ知的財産協定（Arab Intellectual Property Rights Treaty）：1985年の法律第41号で批准。
- ◎ イラクは2004年9月30日にWTO加盟申請を行っている。現在も交渉中であり、オブザーバの地位にある

(2) イラクにおける商標権制度のポイント



イラクにおける商標権の侵害事例

ブローカー



販売店が知財
類似品を販売

知財権者
(メーカー)

販売の中止
製品の廃棄
損害賠償

一般消費者

商標法の主な問題点

商標法第35条が刑事罰を定めており対象は、

「偽造若しくは模倣された標章が付された又は商標が不法に付された製品であることを知りながら、販売、販売の申出、流通、又は販売目的で所持する」 場合になる

侵害行為を構成するためには、「知りながら」模倣品を販売する等の行為をしたとする**主観的要因**が求められる

権利者側は、侵害者が「知りながら模倣品を販売していた」ことを立証しなければならない。

(3) イラクにおける特許・意匠権制度の主なポイント

実施範囲

- 譲渡、輸出が含まれていない

企業間の技術移転にマイナス？

審査手続

- 審査手続が遅い
- 早期審査制度は見当たらない

特許の権利化に不安？

審査

- 実体審査は出願後に必要性に応じ実施

審査手続は不明、企業に負担？

出願

- 外国からの出願は、イラクの法定代理人を通さずに出願してはいけない

代理人不足、質の問題？

(4) イラクにおける著作権制度 の主なポイント



Nintendo

日・イ共通の条
約なし

日本の著作物がイラク
で保護されない

契約で利用範囲・形態
を明記することで対応

5. その他の保護制度概要

- ◎ 1. 技術情報（非開示情報／営業秘密）の契約上の保護
- ◎ 2. イラク民法における技術移転契約
- ◎ 3. イラク競争法と技術ライセンス契約

非開示情報(営業秘密)は改正特許法により保護

営業秘密

新規化学物質データ



営業秘密(改正特許法第3章の2 第1条)

非公知性

商業性

保護管理性



新規化学物質データ(改正特許法第三章の2 第2条)

販売から5年の保護

新規化学物質を含む医薬品・農業化学製品の販売承認用にデータを保護

6. 民法における技術移転契約

技術移転契約

民法に格別の規定はない

不法行為と製造契約(869条)



民法上の要件はない

技術移転契約は書面にせよとの規定はない

技術移転契約は生産委託契約とdealer契約で別に作成した方がよい



製造委託契約における間違った製造方法に営業秘密を入れる(869条)

是正通知、解約又は他の者に委託、費用補償

技術移転契約ではRoyaltyに拘らず、技術指導料、manual販売で儲けることも

技術移転契約のケース

ディストリビューターに課す義務
(ア)ライセンサーの営業秘密保持義務、
(イ)顧客データの安全管理措置義務、
(ウ)第三者や他のディストリビューターがライセンサーの商標に関する権利侵害ないし侵害し得ることを認識した場合の、ライセンサーへの告知義務

代理店にafter serviceをしてもらう;ロイヤルティの水準とアフターサービスにおける技術移転義務

Plantの改修・新規納入;ノウハウのライセンス期間終了後の秘密保持義務を課すより、期間を長くするかロイヤルティを高く取る交渉を

販売・サービスのライセンスをする;販売促進義務を課す代わりに、マニュアルの提供、販売の指導研修・援助の義務

イラク企業・農民に農業技術移転をする

生産FDIを設立して生産技術を技術移転する

7. 競争法と技術ライセンス契約

3.1. 技術ライセンス契約における競争制限的行為；
グラントバック条件、有効性の不爭条件、強制的な一括実施許諾が、競争法第10条第11項「対象者を競争において有利にする目的あるいは害する目的をもって個人や当事者又は双方に対し、販売や購入の価格や条件を正当化されない方法で強制することを禁止する項目に該当するか。競争評議会構成員の民間委員は競争制限を認め易いだろう

3.2. WTO・TRIPS協定が規定する反競争的なライセンス契約条項；

TRIPS協定第40条第2項は、ライセンス契約において、反競争的な知的財産権の濫用のケースとして、排他的なグラントバック条件、有効性の不爭義務、強制的な一括実施許諾を禁止。イラクはWTO未加盟国だが、将来の加盟国。

イラク競争法と技術ライセンス契約

3.3. 技術ライセンス契約で正当化されるグラントバック条項；

(a)改良技術に係る権利を相応の対価でライセンシーに譲渡させる。(b)ライセンサーがライセンシーから改良技術を非独占的にライセンスする。(c)他の事業者にはライセンスする際にはライセンサーの同意を得る。

3.4. 技術ライセンス契約で正当化される有効性の不爭義務；

ライセンシーが権利の有効性を争った場合に当該技術についてライセンス契約を解除する規定は不公正な取引方法ではない。

3.5.技術ライセンス契約で合法とされる強制的な一括実施許諾条項

競争法第10条第11項「販売や購入の価格や条件を正当化されない方法で強制すること」として禁止される。同条第10項「他の商品及び物品を購入するために、物品や役務の提供を停止すること又は特定の数量を購入すること又は他の役務に付随して購入すること」の禁止行為に該当する以下の場合もある。強制的な一括実施許諾が拘束条件付き抱合せ販売だとみなされる場合。

正当化1.一括実施許諾された特許は必須特許のみからなると主張する。

正当化2.パッケージに含まれるどの特許を用いるかはライセンシーの選択により、ライセンス料は特許の使用実績に関わらず一律であり、個別にライセンスをすると取引費用が高くなるので一括実施して効率性を図っていると主張する。

3.6. グラントバック、不競争義務、強制的な一括実施許諾条項以外のライセンス契約条項としての非係争条項は、競争法第10条第11項の禁止する「販売や購入の価格や条件を正当化されない方法で強制すること」に該当するか

- ◎ 非係争義務条項とは、ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンシーが所有し、又は取得することとなる全部又は一部の特許権等をライセンサー又はライセンサーの指定する者に対して行使しない義務を規定する条項
- ◎ ライセンサーが特許製品若しくは当該特許に係る技術の分野における有力な地位を強化することにながらること、又はライセンシーの特許権等の行使が制限されることによってライセンシーの研究開発の意欲を損ない、新たな技術の開発を阻害することにより、市場における競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがある場合には、不公正な取引方法の高速条件付き取引として違法となる。
- ◎ イラクのライセンシーの多くは研究開発意欲が低いので、ライセンシーに非係争義務を課す必要性は低い。

8. 救 濟

救済及びエンフォースメントの概要



(1) 税関による救済

著作物は差止
できない？

イラク関税法第3条は、輸出入により又は輸送中の税関を通過する貨物（製品）に対して本法が適用

知的財産侵害品（模倣品、海賊版）については、輸出入禁止品扱いとなっている（関税法第29条）

関税法に違反すれば罰金並びに差押えが適用されるが、これらは民事上の救済と位置付けられている（関税法第188条）

日本企業が有している工業所有権については税関で差止めができると考えられる

ポイント

- ★税関で侵害品を取り締まるためには、税関に対して当該商標や侵害製品等の情報提供を行う必要がある。
- ★イラクにおいては、かような税関登録については制度化されていない。
- ★そのため、企業は個別に税関に対して（自主的に）登録を行う必要がある。

(2) 刑事救済

民間団体等の要請並びに協力を得て市場での取締りを行う。その場合、対象となるのは商標権と著作権が多い

刑法第467条は、欺瞞的商取引に関して、2年以下の懲役及び200ディナール以下の罰金、又はこれらのいずれかを科す

知財侵害品については、この欺瞞的取引として対応することができるものと考えられる。侵害品に関しては、権利者等からの申請に基づき、裁判所は刑法第117条に規定する没収命令を出す

しかし、イラク刑法には押収に関する規定は見当たらないため、侵害行為抑止の視点からは不十分な制度である

ポイント

- ★刑事手続は、侵害された当事者あるいは検事によって裁判所に申請できる。
- ★その後、当該事件は裁判所から警察に連絡され必要な調査（数週間～1ヶ月程度）が行われ、その結果が裁判管轄権を有する刑事裁判所に送られる（判決までおよそ2年程度）。
- ★なお、留意しなければならないのは、刑事事件の当事者は、知的財産侵害行為に関わった個人あるいは企業であれば管理者（manager）に対して、つまり個人になる。

(3) 標準品質管理局

国際標準化機構（ISO）
に加盟しており、製品の
製品規格と品質を管理す
るため製品の安全衛生を
モニタリングしている

知的財産権侵害品につい
て、規格や品質の視点で
問題がある場合

品質管理局に取締りを要
請することは可能である
が、市場並びに水際の
取締りの実効性について
は不明

(4) 民事救済

商標や特許等の知的財産を登録することにより、当該権利の保有者であることの証明になり、これによって権利行使することができる

商標の先使用者は、当該商標と同一又は類似の商標が登録されてから5年以内であれば、裁判所に対して異議申立請求をすることができる

未登録の（権利化されていない）知的財産保有者は、不正競争（unfair competition）として争う以外にない

ご静聴ありがとうございました。

お問い合わせ： kinosita@kclc.or.jp